

全 員 協 議 会 会 議 録

(平成22年11月30日)

1. 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

むつ市議会全員協議会会議録

○開会の日時 平成22年11月30日(火) 午前11時30分開会
午前11時52分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席議員 (27人)

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
4番	工藤	孝夫	5番	横垣	成年
6番	菊池	憲太郎	7番	菊池	広志
8番	新谷	功	9番	澤藤	一雄
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
19番	野呂	泰喜	21番	高田	正俊
22番	山崎	隆一	23番	浅利	竹二郎
24番	村川	壽司	25番	中村	正志
26番	佐々木	隆徳	27番	半田	義秋
28番	富岡	幸夫	29番	斉藤	孝昭
30番	村中	徹也			

○欠席議員 (3人)

3番	新谷	泰造	10番	石田	勝弘
20番	川端	一義			

○説明のため出席した者

市	長	宮下	順一郎					
教	育	長	遠島	進				
公	営	企	業	管	理	者	遠藤	雪夫
総	務	政	策	部	長	阿部	昇	
財	務	部	長	下山	益雄			
民	生	部	長	齋藤	秀人			
保	健	福	祉	部	長	鴨澤	信幸	

經	濟	部	長	櫛	引	恒	久								
建	設	部	長	山	本	伸	一								
教	育	部	長	佐	藤	節	雄								
公	營	企	業	局	長	佐	藤	純	一						
川	内	庁	舎	所	長	布	施	恒	夫						
大	畑	庁	舎	所	長	若	松		通						
脇	野	沢	庁	舎	所	長	片	山	元						
総	務	政	策	部	政	策	推	進	監	伊	藤	道	郎		
総	務	政	策	部	副	理	事	総	務	課	長	花	山	俊	春
財	務	部	政	策	推	進	監	奥	川	清	次	郎			
総	務	政	策	部	総	務	課	総	括	主	幹	野	藤	賀	範
総	務	政	策	部	総	務	課	主	任	主	査	澁	田		剛

○事務局出席者

事	務	局	長	須	藤	徹	哉	次	長	澤	谷	松	夫			
総	括	主	幹	濱	田	賢	一	総	括	主	幹	金	澤	寿	々	子
主	任	主	査	石	田	隆	司	主	事	井	戸	向	秀	明		

(午前 11時30分 開会)

○議長（村中徹也） ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることとしております。

それでは、市長から報告を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長（宮下順一郎） 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

最初に、一部事務組合下北医療センターについてであります。本年9月27日開会の組合議会第115回定例会に提案され、可決、認定及び承認されました6議案8報告についてご説明いたします。

まず、議案第8号 一部事務組合下北医療センター看護師等修学資金貸与条例についてであります。これは、むつ総合病院の看護師及び助産師確保対策として、修学資金貸与制度を設けたものであります。

次に、議案第9号 一部事務組合下北医療センター負担金条例の一部を改正する条例についてであります。これは事業本部事務局に係る予算であります総係費のうち、議会費を除いた総務費について条文整備をしたものであります。

次に、議案第10号 指定管理者の指定についてであります。これは風間浦診療所に係る指定管理者に医療法人章士会を引き続き指定したものであります。

次に、議案第11号 平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これはむつ総合病院のメンタルヘルス科診療棟改築事業に係る医療施設耐震化特別対策事業費補助金の追加及び周産期医療の医療機器整備に係る青森県地域周産期母子医療センター設備整備費補助金の追加、大畑診療所の施設設備の修繕及びエックス線撮影システム等の賃借に係る経費の増額並びに風間浦診療所の医事会計システム導入に係る経費の増額に伴う補正が主なものであります。

次に、議案第12号 一部事務組合下北医療センター欠損金の資本剰余金による処理についてであります。これは地方公営企業法施行令の規定に基づき、平成21年度未処理欠損金のうち2億728万3,965円を平成21年度決算において資本剰余金を取り崩して解消したものであります。

次に、議案第13号 平成21年度一部事務組合下北医療センター決算についてであります。収益的収入及び支出の税込み決算額は、収入は120億1,534万8,658円で、支出は115億9,835万4,388円となり、税抜き決算額で4億2,063万

9,805円の純利益となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入の決算額は10億7,368万5,294円で、資本的支出の決算額は17億2,898万7,967円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億5,530万2,673円は、基金、当年度損益勘定留保資金及び流動負債で措置しております。

次に、不良債務の状況についてであります。前年度から7億4,934万6,992円減少の52億2,605万9,573円となっております。市内の施設別の不良債務の状況は、川内診療所は13億3,921万5,503円、大畑診療所は23億6,406万2,883円、脇野沢診療所は8億237万9,582円となっております。

次に、報告第3号についてであります。これは平成21年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書についてでありまして、平成21年度予算に定めたむつ総合病院及び大間病院に係る新型インフルエンザ医療体制整備事業費について、平成22年度に繰り越したもので、地方公営企業法の規定に基づき報告したものであります。

次に、報告第4号についてであります。これは平成21年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてでありまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告したものであります。

次に、報告第5号についてであります。これは平成21年度一部事務組合下北医療センター経営健全化計画の実施状況についてでありまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告したものであります。

次に、報告第6号についてであります。これは平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつ総合病院へのヘリポート整備事業に係る実施設計及び工事監理業務の委託に要する経費の増額補正並びに大畑診療所のボイラーの更新工事、冷温水器の修繕等に要する経費の増額補正について専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第7号についてであります。これは一部事務組合下北医療センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、育児を行う職員の時間外勤務等を制限できることとしたほか、所要の条文整備をしたもので、国及び県に準じ、本年6月30日から施行するため専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第8号についてであります。これは一部事務組合下北医療センター職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、職員の配

偶者が育児休業をしている場合においても、育児休業等を取得することができるようにしたほか、所要の条文整備をしたもので、国及び県に準じ、本年6月30日から施行するため専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第9号についてであります。これは青森県市町村総合事務組合から構成団体の解散に伴う組合同約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第10号についてであります。これは損害賠償の額を定めることについてでありまして、むつ総合病院で発生した医療紛争について、相手方と和解したことにより、損害賠償金の支払いに急を要したため専決処分し、報告したものであります。

次に、昨日開会の組合議会第19回臨時会に提案され、可決されました3議案についてご説明いたします。

まず、議案第14号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは特別理事の期末手当の支給割合を改定することとしたものであります。

次に、議案第15号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは青森県人事委員会の県に対する県職員の給与に関する勧告にかんがみ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定することとしたものであります。

次に、議案第16号 平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これは上期の経営実績、決算見込み等により、むつ総合病院の医師の増員による給与費の増加、高額薬品の使用量増による薬品費の増加、病棟改修工事による修繕費の追加に伴う補正が主なものであります。

なお、8月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。本年9月30日開会の組合議会第40回臨時会に提案され、可決及び承認されました3議案3報告についてご説明いたします。

まず、議案第7号 下北地域広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例についてであります。これは下北地域広域行政事務組合大畑消防署の新消防庁舎への移転に伴い、消防署の位置を変更したものであります。

次に、議案第8号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じ、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手

数料の額について、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第9号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。これは火気設備等に関する基準について規定する省令及び住宅用防災機器に関する基準について規定する省令の一部改正に伴い、所要の条文整備をすることとしたものであります。

次に、報告第2号についてであります。これは平成21年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、平成21年度電源立地地域対策交付金の減額に伴う予算措置等について専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第3号についてであります。これは青森県市町村総合事務組合から構成団体の解散に伴う組合同規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第4号についてであります。これは下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、職員の配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業等を取得することができるようにするとともに、育児を行う職員の時間外勤務等を制限できることとしたほか、所要の条文整備をしたもので、国及び県に準じ、本年6月30日から施行するため専決処分し、報告したものであります。

次に、昨日開会の組合議会第41回臨時会に提案され、可決されました1議案についてご説明いたします。

議案第10号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは一部事務組合下北医療センター議案でご説明申し上げたものと同様のものであります。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

- 議長（村中徹也） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。13番山本留義議員。
- 13番（山本留義） 下北医療センターの1枚目でありますけれども、看護師等の修学資金貸与条例でありますけれども、修学資金貸与制度の中身を教えてくださいたいと思います。
- 議長（村中徹也） 市長。
- 市長（宮下順一郎） 看護師等が、現在中央志向というふうなことで、地方のほうが看護師不足というふうなことが非常に今言われておりますし、現実

にむつ総合病院でもそうでございます。それを解消するために、看護師学校等に通っている方々で将来むつ総合病院に勤務するというふうな場合には、看護師の学校に通っている学生の皆さんに奨学金として貸与をしますよというふうなことでございます、粗々の制度は。例えば3年、4年看護師学校に通っていますと、その後3年、4年勤務した場合には、全額免除されるというふうな制度でございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（山本留義） 今市長は、修学している人が対象という形の説明かと思えますけれども、例えばこれから修学するように希望する人たちにはこのような制度はないのか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当然そういう方々も、これから対象になります、進学を希望する方々。ですから、こういう部分を大いにPRをして、地元に着するように働きかけていきたいと、こういうふうな制度でございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（山本留義） 今私どものむつ市においては、家庭の収入が著しく減っています、大学、またそういう仕事につきたくても、やっぱり家庭の影響で行けない人もあろうかと思うのです。そういう意味においては、この貸与が、例えば全額なのか、一部なのか、その辺も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 修学資金の貸与の額は月額5万円とすると規定をしております。こういう制度を大いに利用していただいて、進学をした際も貸与制度を使っていただいて、そしてまたむつ総合病院に戻っていただくというふうに、大いにこの制度を利用していただいて、看護師増に役立てばと、こういうふうな制度でございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 下北医療センターのほうでございますが、報告第6号になりますが、むつ総合病院のヘリポート整備事業に係る実施設計及び工事監理業務の委託に要する経費の増額補正ということであります。けさの地元紙によりますと、ヘリポート整備計画変更、またそれにつけ加えまして、病棟建て替えを検討というふうな記事がございました。この報告の中身も含めまして、その点についてご説明願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ヘリポート構想は、昨年だったでしょうか、ヘリポー

ト構想をお知らせさせていただきました。その段階で、当初は国道沿い、つまり国道沿いと第二田名部小学校側というふうな道路の言い方をさせていただきましたと、国道沿いにヘリポートを設置する予定でございました。しかしながら、この状況で全体のレイアウトを考えなければいけないだろうというふうな、当初はそれだけの形の中でヘリポートを国道沿いに設置するという構想を出させていただきました。その後病棟の耐震の問題、それから設備の老朽化、非常に傷んでおります。病棟が昭和52年完成と供用開始ということで、耐震基準の前の設計ということで、ちょっと懸念を抱かざるを得ない、南北方向だったのでしょうか、I s 値がちょっと低いところがございます。そういうふうなこと。そしてまた、給排水設備、そういうものが非常に老朽化していると。築33年ということで、非常に老朽化しております。そこで、将来的にヘリポートをつくって、いざ今度新病棟を建てるということになったときに、今度はヘリポートが邪魔になるという、二重投資というふうな部分も発生したわけでございます。そこで将来的にわたってのレイアウト、建物のレイアウト、そういうふうなものを十分考慮して、ヘリポートの設置場所を設定するよという指示を出し、この形に至ったわけでございます。

将来的には、病棟の建て替えということも見据えた中でのこのヘリポートの第二田名部小学校側への移動ということで変更があったわけでございます。この部分においては、昨日下北医療センター議会終了後に議員各位にご説明をさせていただいて、本日の報道になったというふうなことでございます。

また、外来診療棟、これは平成6年で築16年、R I 検査棟、これは昭和57年で28年たっておりますけれども、一気に建て替えるというふうな事業ではなくて、さまざまローテーション、この部分において展開をしていかなければいけないと。二重投資を避けるという意味合いもございましたので、この形で変更をさせていただいたということでございます。

ヘリポート構想の発表は、ことしの3月25日というふうなことでございましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 内容はわかりました。その記事によりますと、今東側に計画変更するヘリポートは将来的には今の病棟の屋上に移すというふうな計画ということも述べられておりますので、多分時間は相当かかるから、今回は東側に建てておいて、将来的には病棟の上ということだとは思いますが、計画の期間も含めて、どうせ病棟の上につくるのであれば、そこら辺、もうちょっと計画の年次の変更とか、詰めることも考えて、今東側につくらない

で、もうちょっと待とうかというふうな、そういうふうな議論はなかったのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういうふうな議論もなきにしもあらずでございます。しかしながら、これはそういう意味では非常に今ヘリポートが重要性を増してきているというふうなこともございます。病院にかなりアクセスがいいような状況、ドクターヘリ、防災ヘリ等々の利用件数も非常に高まってきております。その意味からして、先に全体のレイアウトの中でヘリポートをまず着手させようと。そして、その後新病棟を建てた際には、このヘリポートは移設可能であると、屋上というふうなことでございますので、新病棟を建てる中で移設をしていくというと、非常にそういうふうなことでのロスが少ない建て方であると、こういうふうな判断をいたしましたところであります。

しかしながら、新病棟を建てるに当たっては、やはり財政状況というふうなことをしっかり見きわめながらやっていかなければ、さまざまな各団体で病院の建設において非常に財政負担が来ているというふうなことも十分認識しておりますので、むつ市の財政状況、これを見ながら、そしてまた病院側の財政状況、これがかんがみながら、これは慎重に取り組まなければいけない、新病棟については取り組まなければいけないと。その間一、二年で済むわけではございません。やはりこれは10年前後かかる事業、新病棟については10年前後かかるものというふうな認識を私はしておりますので、まず先にヘリポートで救急の部分、救急医療体制を充実させておこうというふうな形で先行したということでございますので、ご理解いただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。

よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

午前 11 時 52 分 閉会